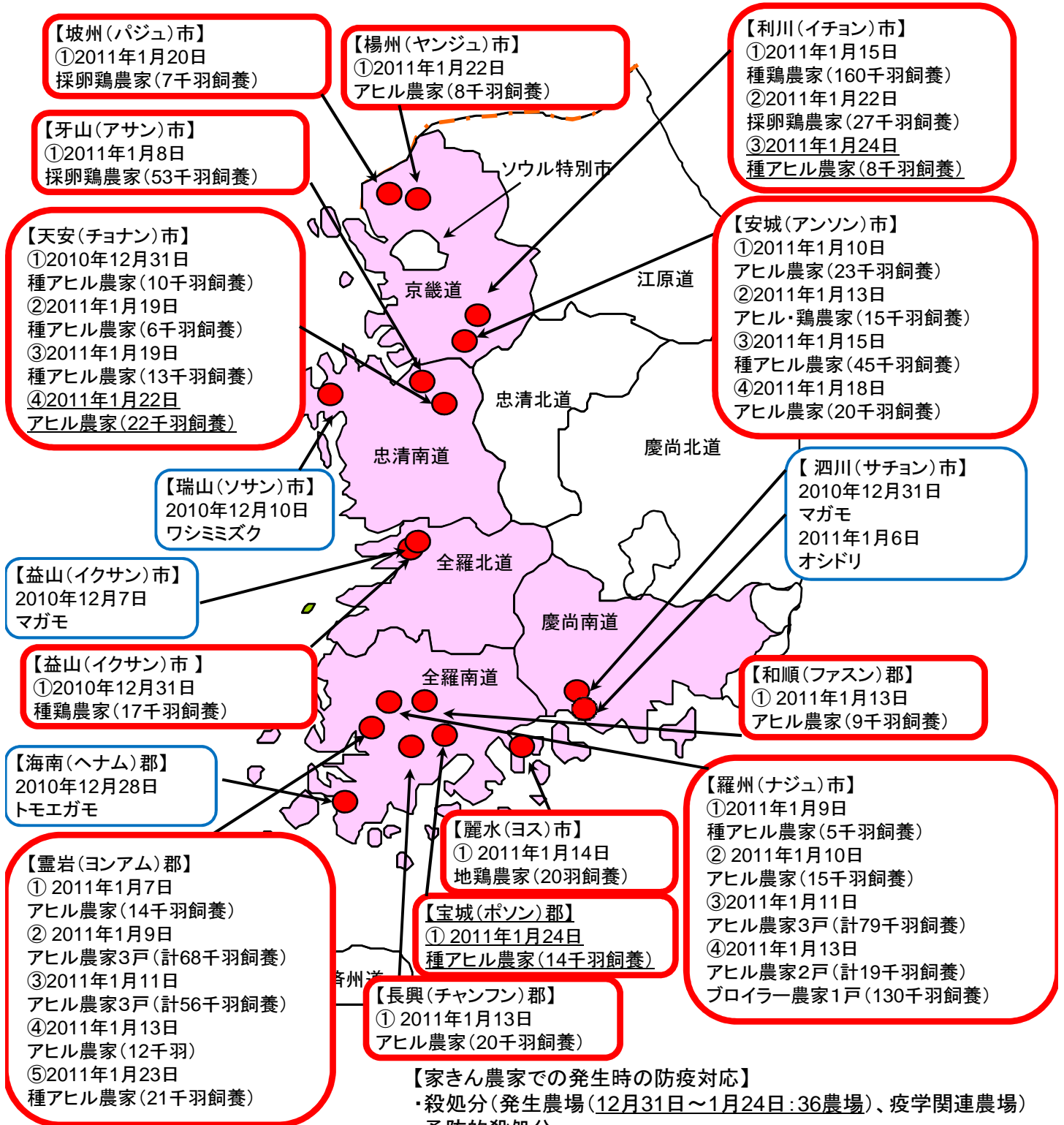


2011年1月24日18時現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)



- ※ 農場での発生
- ※ 野鳥での発生

【家きん農家での発生時の防疫対応】

- ・殺処分(発生農場(12月31日～1月24日:36農場)、疫学関連農場)
- ・予防的殺処分(発生農場から半径500mまたは3km内)
- ・10km圏の移動制限・サーベイランス

※1月23日付の報道によれば、206農家約467万羽が殺処分対象。